

通所リハビリテーション利用料表

平成27年 4月 1日

1 保険給付の自己負担額 通所リハビリテーション費

① 3時間以上4時間未満	1日	(1) 要介護 1	426円
	1日	(2) 要介護 2	500円
	1日	(3) 要介護 3	573円
	1日	(4) 要介護 4	646円
	1日	(5) 要介護 5	719円
② 4時間以上6時間未満	1日	(1) 要介護 1	536円
	1日	(2) 要介護 2	638円
	1日	(3) 要介護 3	741円
	1日	(4) 要介護 4	842円
	1日	(5) 要介護 5	944円
③ 6時間以上8時間未満	1日	(1) 要介護 1	697円
	1日	(2) 要介護 2	839円
	1日	(3) 要介護 3	982円
	1日	(4) 要介護 4	1,124円
	1日	(5) 要介護 5	1,266円

(6)イ 通所リハビリテーションが8時間以上9時間未満の利用の場合	1日	50円
ロ 通所リハビリテーションが9時間以上10時間未満の利用の場合	1日	100円
ハ 通所リハビリテーションが10時間以上11時間未満の利用の場合	1日	150円
ニ 通所リハビリテーションが11時間以上12時間未満の利用の場合	1日	200円
ホ 通所リハビリテーションが12時間以上13時間未満の利用の場合	1日	250円
ヘ 通所リハビリテーションが13時間以上14時間未満の利用の場合	1日	300円
(7)入浴介助加算	1日	50円
(8)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	1月	230円
(8)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(1)	1月	1,020円
(8)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(2)	1月	700円
(9)短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日	110円
(10)認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1日	240円
(10)認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1月	1,920円
(11)生活行為向上リハビリテーション実施加算(イ)	1月	2,000円
(11)生活行為向上リハビリテーション実施加算(ロ)	1月	1,000円
(12)若年性認知症利用者受入加算	1日	60円
(13)栄養改善加算(月2回限度)	1回	150円
(14)口腔機能向上加算(月2回限度)	1回	150円
(15)重度療養管理加算	1日	100円
(16)中重度者ケア体制加算	1日	20円
(17)送迎未実施減算	片道	▲47円
(18)社会参加支援加算	1日	12円
(19)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1日	18円
(19)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	1日	12円
(19)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日	6円
(20)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)~(19)の金額の3.4%を加算	
(20)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)~(19)の金額の1.9%を加算	
(20)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅱ)により算定した金額の90%を加算	
(20)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅱ)により算定した金額の80%を加算	

2 利用料

- (1) 食事代 昼食:550円 夕食:500円 食料費及び調理に係る費用となります。
- (2) 延長利用料金 / 1時間 500円
14時間以上利用される場合の料金となります。
- (3) 理美容代 / 1回(実費) 1,020円 ~ 6,165円
- (4) オムツ代 / 1枚(実費)
- (5) その他
診断書料・行事費・教養娯楽費・健康管理費やその他日常生活に係る費用等の徴収が必要になる場合は、利用者又は家族に説明を行い、同意を得たものを徴収いたします。